

とき

TOKINO KIRAMEKI

季のきらめき

茨城県行政書士会情報誌

Vol.3

CONTENTS

◆ ユキマサ君が行く
郷土の誇り「長塚 節」
のふるさとをたずねて

- ◆ 頼れる街の法律家
- ◆ 成年後見制度って知っていますか？
- ◆ 行政書士は外国人の力になります
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施

郷土の誇り

「長塚 節」の
ふるさとをたずねて

ここで生まれ育ってたくさんの
作品を書いたんだニヤ

長塚 節の生家

長塚 節は、茨城県の南西部、茨城県岡田郡国生村（現常総市国生）に生まれ、その作品の多くをこの生家で書き上げた。生家は、詩情豊かな鬼怒川の西岸の、村落がぽつりぽつりとある外には、一帯に只連続している水田を貫いて遙かに遠く続く一直線の街道沿いにある。

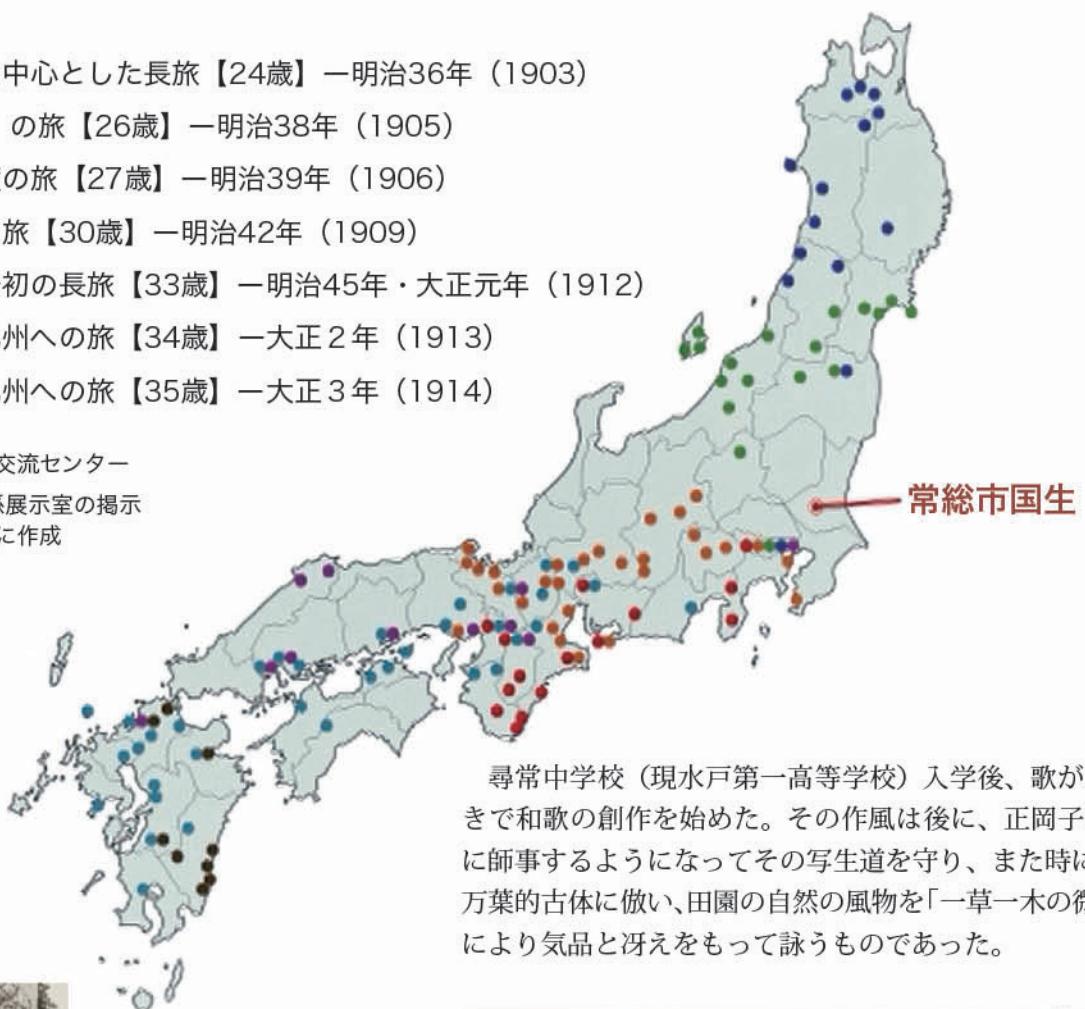
長塚 節 主な旅の足跡図



- 近畿地方を中心とした長旅【24歳】—明治36年（1903）
- 「霸旅雜詠」の旅【26歳】—明治38年（1905）
- 東北・佐渡の旅【27歳】—明治39年（1906）
- 東北一周の旅【30歳】—明治42年（1909）
- 九州への最初の長旅【33歳】—明治45年・大正元年（1912）
- 2回目の九州への旅【34歳】—大正2年（1913）
- 3回目の九州への旅【35歳】—大正3年（1914）

※常総市地域交流センター

長塚 節関係展示室の掲示
資料図を基に作成



尋常中学校（現水戸第一高等学校）入学後、歌が好きで和歌の創作を始めた。その作風は後に、正岡子規に師事するようになってその写生道を守り、また時に、万葉的古体に倣い、田園の自然の風物を「一草一木の微」により氣品と冴えをもって詠うものであった。



節は好んで各地を旅行した。軽装で莫蘿を着る独特的な旅姿である。



奥州地方の旅行で、佐渡島に立ち寄った折の印象を紀行文につづった「佐渡が島」は、半年間の苦心の作であった。



水戸市千波湖畔に建つ歌碑

那珂川に網曳く人の目もかれず
鮭を待つ如君待つ我は



大正4（1915）年2月8日、九州帝国大学附属病院で、35歳10か月の生涯を閉じた。



長塚 節生家 長屋門より母屋を望む



長塚 節書斎 手前右に愛用机がみえる

紀行文「佐渡が島」は、後に、夏目漱石から推挙を受け、朝日新聞に長編「土」を執筆掲載する契機ともなった。

漱石は、「土」連載に先立ち、「二三年前節氏の佐渡紀行を読んで感服した事がある。紀行文であつたけれども普通の小説よりも面白いと思った。」と東京朝日新聞に書いている。いずれにしても、節のこの種の丹精な筆致の写生文の評価は高い。

暮春の歌

すがすがしかしがわか葉に
天ひじきこえひじかせて
鳴く蛙かも

明治41年5月 長塚 節 30歳の作品

短歌や俳句に限らず、短編小説、散文、写生文、そして、晩年には畢生の大作と言われる小説「土」や和歌「鍼の如く」を残している。



節が愛用した机
(書き易いよう本人が傾斜を付けたという)

長塚 節の愛用机

節は、32歳の時、一旦は黒田てる子との間で婚約成立となるが、その後、喉頭結核の発病により婚約解消を申し入れている。直後に、その婚約者から見舞いの品、寝巻を贈られる。二人の思いは途切れることなく35歳の5月にも三度、黒田てる子の見舞いを受けている。節が、意を決して黒田家を訪問し決心を聴く。結局は二人とも、てる子の兄より交際を拒否されるに至る。



「土」映画製作の一場面

昭和14年度日本映画ベストテン第1位、文部大臣賞に輝いた珠玉作品。ときの近衛首相が試写会で感動の涙をこぼされたという。



長塚 節を顕彰し、平成10年から長塚 節文学賞がスタート、今に彼の精神を伝えている。

この企画にあたり、長塚 節の生家を訪れた。当日は岡山県をはじめ、全国からの長塚 節の熱心なファンが訪れていて、節の功績の広がりを感じることができた。

屋敷には秋の晴天を背に、節が栽培したものという凌霄花(のうせんかづら)が二つ三つ、花を開いていた。見上げると、「佐渡が島」に登場する宿の美人女性の振る舞いと、黒田てる子さんとの逸話が二重写しに思えるような風景であった。

参考資料：筑摩書房 明治文学全集 54（昭和 52・初版）伊藤左千夫・長塚 節集
新潮文庫（昭 25）「土」長塚 節



常総市長
神達 岳志

長塚 節マップ



行ってみてニヤ！



とき 「季のきらめき」第3号の発刊にあたって

「季のきらめき」第3号の発刊、お祝い申し上げます。

行政書士の皆様には、市政運営につきましてご協力をいただき、感謝申し上げるとともに、市民から頼れる存在として日々精励されていることに対しまして心から敬意を表します。

さて、常総市には、たくさんの史跡や伝承が残っておりますが、代表的な史跡としては、郷土が生んだ歌人で小説家の長塚 節の生家があります。

皆様、ぜひお越しください。

頼れる街の法律家

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達がおります。平成28年10月末現在、全国で会員登録者数は前年度同月比746名増加し、46,353名となりました。茨城県行政書士会には、1,152名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実に配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日に行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

行政書士の業務範囲

事業許可や免許の申請に関すること

- ・建設業許可申請
- ・宅建業免許申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・介護施設、
特別養護老人ホーム開設許可申請
- ・貨物自動車運送業許可申請
- ・倉庫業の許可申請
- ・飲食店営業許可申請
- ・風俗営業許可申請
- ・入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談に関すること

- ・株式会社等法人設立関係書類作成
- ・会計記帳、決算書類の作成
- ・各種議事録、社内規定の作成
- ・各種契約書、協議書、
合意書の起案、作成
- ・公的機関助成金、融資手続き
- ・雇用、賃金についての相談
- ・経営コンサルティング

くらしの相談、トラブル防止に関すること

- ・内容証明郵便の作成
- ・契約解除通知、
クーリングオフ手続き
- ・交通事故調査
- ・自賠責保険の請求手続き
- ・著作物の登録
- ・任意後見手続き、
介護施設等入居契約
- ・遺言書、遺産分割協議書、相続
- ・在留許可申請、帰化許可申請

住宅、不動産に関すること

- ・住宅賃貸借契約書
- ・不動産売買契約書
- ・建築請負契約書
- ・農地転用許可申請
- ・開発行為許可申請





成年後見制度って知っていますか？

成年後見制度って知っていますか？

● 判断能力が不十分になる前に → 任意後見制度

将来、判断応力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」を、あらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」が利用できます。

● 判断能力が不十分になってから → 法定後見制度

家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。

本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。



法定後見制度の3種類

		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	●財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	●特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	—
	申立てにより与えられる権限	—	●特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権	●特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

法定後見制度の役割は何ですか？

- 成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。
- 成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。
- 成年後見人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

(総務省ホームページより抜粋)

任意後見制度とは？

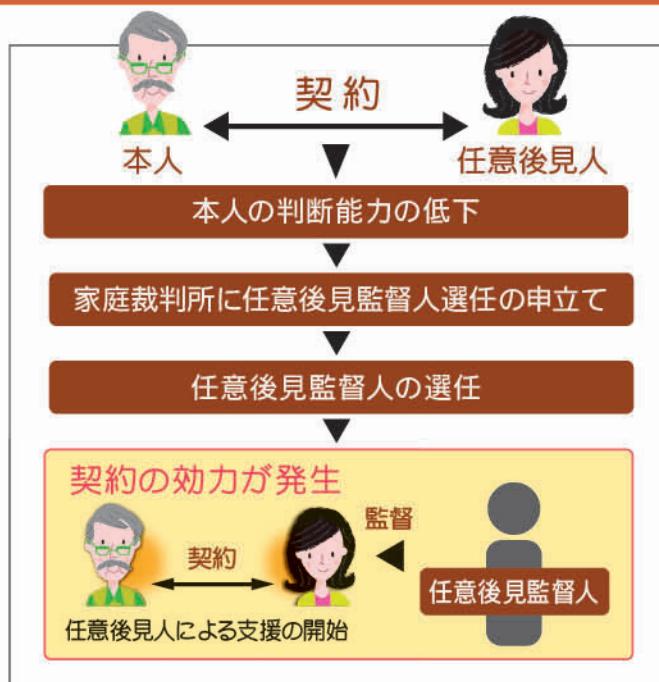
- 任意後見制度とは、どのような制度なのですか？

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくもので
す。



- 任意後見契約はいつから効力を持つのですか？

- 本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。
この手続を申し立てができるのは、本人やその配偶者、任意後見受任者、四親等内の親族などです。
 - 任意後見監督人選任の申立てをする必要が生じた場合は、家庭裁判所におたずねください。



(総務省ホームページより抜粋)

- 「成年後見制度」は認知症の方、知的障がいのある方など、判断能力の不十分な方々を保護・支援するための制度です。行政書士はこの制度を利用する方のお手伝いが出来ますので、お気軽にご相談ください。

行政書士は 外国人の力になります。

• こんな時にご相談ください •



外国人を雇用したい



外国人と結婚したい



日本で起業したい



日本での在留を継続したい



永住許可を申請したい



日本国籍を取得したい

● 主な入国在留手続、国籍手続等

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留資格更新・変更・取得許可申請
- ③ 資格外活動許可申請
- ④ 就労資格証明書交付申請
- ⑤ 再入国許可申請
- ⑥ 日本法人設立、投資・経営相談
- ⑦ 永住許可申請
- ⑧ 帰化許可申請



● 行政書士に依頼するメリット

- (1) 入国管理局への出頭が免除となり時間と手間が節約できます。

在留許可に関する手続は、申請者本人が入国管理局に出向いて行うのが原則ですが、申請者本人に代わって申請書等を提出することを認められた申請取次行政書士に依頼した場合、本人の出頭が免除になります。

- (2) 煩雑な書類作成から解放されます。

- (3) 上記の各種手続きについて的確なアドバイスを受けられます。

茨城県行政書士会の取り組み

各種業務研修会の開催

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの部会が設置され、各々の主催により業務に関する研修を実施しています。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについて多くの研修を実施し、会員個々のスキルアップと資質向上に努めています。



無料相談会の実施

茨城県行政書士会では電話無料相談窓口を設置し、市民の皆さまのご相談をお受けする体制を取っています。

そのほか、県内各支部においても無料相談会、セミナーなど、地域の皆さんに身近な法律家として活動しています。



中小企業の支援

中小企業を対象とした創業支援相談会に参加しています。また、事業承継、補助金申請等の研修などを通じ、中小企業を支援する会員のさらなる資質向上を図っています。

今後も、中小企業経営の安定と強化を目指した総合的支援を進めていきます。



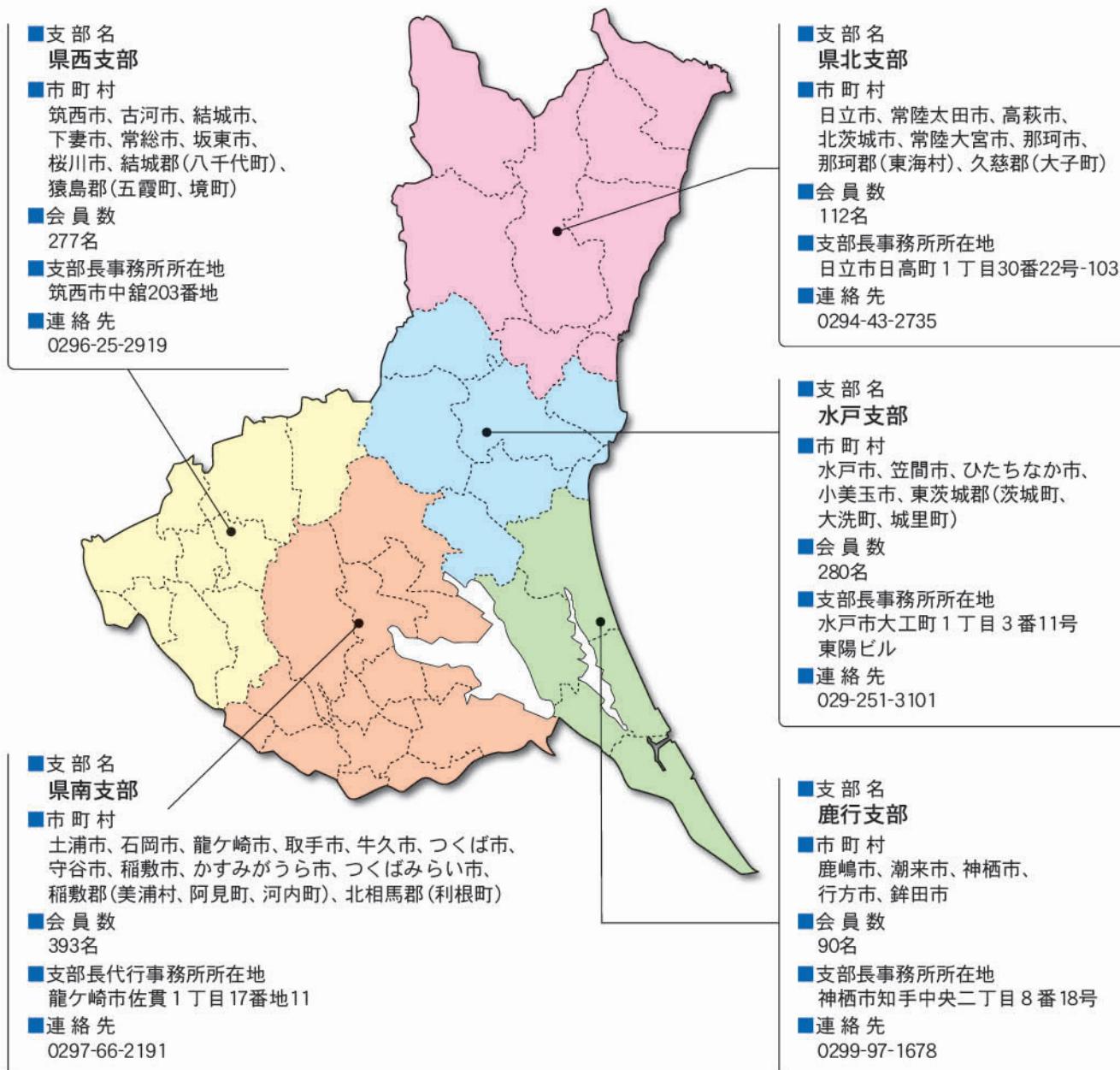
災害協定の締結

先の東日本大震災を踏まえ、このような大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を締結しています。

平成28年11月現在では、県内18市町村（北茨城市、水戸市、行方市、日立市、東海村、常陸太田市、那珂市、城里町、つくば市、潮来市、龍ヶ崎市、鉾田市、神栖市、鹿嶋市、かすみがうら市、笠間市、境町、守谷市）と締結をしており、今後も順次ほかの市町村との協定を進めています。



支部のご紹介



(平成28年10月末現在)

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することができます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL 029-305-3731

平成28年度 無料相談会一覧

平成28年12月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
い	稻敷市	稻敷市江戸崎公民館	毎月第3土曜日	午後1時 ～ 午後4時	県南支部 0297-66-2191
	茨城町	茨城町総合福祉センター ゆうゆう館 2階会議室	毎月第2木曜日	午後1時 ～ 午後4時	ゆうゆう館 029-292-1111
う	牛久市	牛久市中央生涯学習センター 講座室	毎月第4土曜日	午後1時 ～ 午後4時	県南支部 0297-66-2191
お	大洗町	大洗町役場 1階ロビー	毎月第3火曜日	午後1時 ～ 午後4時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所（旧美野里町役場） 玄関ホール	毎月第3火曜日	午後1時 ～ 午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	笠間市	笠間市役所（旧友部町役場） 1階ロビー	毎月第3水曜日	午後1時 ～ 午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
き	北茨城市	北茨城市役所 4階会議室 (要予約・市民に限る)	毎月第1水曜日	午後1時 ～ 午後5時	予約先：北茨城市役所 広報広聴係 0293-43-1111
こ	古河市	三和公民館	12月第2土曜日(12/10)	午前10時 ～ 午後2時	県西支部： 0280-33-3685
		中央公民館	2月第2土曜日(2/11)	午前10時 ～ 午後2時	
し	下妻市	下妻市役所 千代川庁舎 1階ロビー	不定期(2/7)	午後1時半 ～ 午後4時半	県西支部： 0296-44-3956
	常総市	常総市役所 本庁舎	原則毎月第3火曜日 (12/20・1/17・2/21・3/21)	午後1時 ～ 午後4時半	県西支部： 0297-42-3128
	城里町	城里町役場 2階ミーティングルーム	毎月第2火曜日	午後1時 ～ 午後4時	城里町役場 029-288-3111
つ	土浦市	土浦市役所 3階相談室 (要予約・市民に限る)	毎月第3木曜日	午後1時半 ～ 午後4時半	予約先：土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	東海村社会福祉協議会 会議室 (要予約・村民に限る)	毎月第2金曜日	午後1時 ～ 午後3時	東海村社会福祉協議会 029-282-2804
ひ	日立市	日立市役所 市民相談室 (要予約・市民に限る)	毎月第2水曜日	午後1時 ～ 午後4時	予約先：日立市役所 広聴広報課 0294-22-3111
	常陸太田市	常陸太田市役所 2階会議室 (要予約・市民に限る)	毎月第3月曜日 (月曜が祝日の場合は翌日)	午後1時半 ～ 午後5時	予約先：県北支部 0294-43-2735
	ひたちなか市	ひたちなか市役所 1階ロビー	毎月第1・第3・第5木曜日	午後1時 ～ 午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
		ひたちなか商工会議所 3階相談室	毎月第4水曜日	午後1時 ～ 午後3時	ひたちなか商工会議所 029-273-1371

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
み	水戸市	水戸市役所 三の丸臨時庁舎 2階相談室(東側)	毎週木曜日	午後1時 ～ 午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
		茨城県立図書館 3階会議室3	毎月第2金曜日	午後4時 ～ 午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
			毎月第3土曜日	午後1時 ～ 午後4時	
も	守谷市	守谷市高野公民館 集会室2	毎月第2土曜日	午後1時半 ～ 午後4時	県南支部 0297-66-2191

この日程は変更になる場合があります。



茨城県行政書士会
会長 國井 豊

期待にしっかりと応えます！ 行政書士はめざします!!

「季のきらめき」をご覧になり、いかがお感じになりましたか？！

これまでより少しでも、行政書士制度の理解に繋がり、私たち行政書士を身近に感じていただければ、これに優る喜びはありません。

行政書士制度は、戦後間もない昭和26年2月22日に、国民の声、願いによって誕生いたしました。明治時代に発足した代書人制度が、その前身です。以来、国民に寄り添い、国民と共に歩むことで、社会情勢の変化に的確に対応し、つねに進化を遂げることができました。

スタート当初は、単なる使者扱いされがちでしたが、社会の要請、長年に亘り蓄積した広範な実績によって、代理権はもとより、弁護士法の例外として行政不服申立権を獲得するなど、依頼者である皆さんとの期待に広く応えることが、可能となりました。

行政書士会は、さらなる制度の推進を図り、依頼者のため、一人ひとりの行政書士の活動をサポートしています。当然にして個々の行政書士は、絶え間ない自己研さんによって、自らのレベルアップを図り、依頼者の信頼を満足させるよう努力しています。

行政書士法は、行政書士のために存在するのではありません。国民の権利を守り、不利益を被らないようにすることを第一に、様々な取り決めがなされているのです。

主人公は、依頼者である“あなた”です！

あなたが困ったとき、そばにいて頼りになり、あなたが描いた夢を実現するため、きっと力になる行政書士！！

これを機に、お気軽にご活用ください。

一人で悩まず気軽に相談!

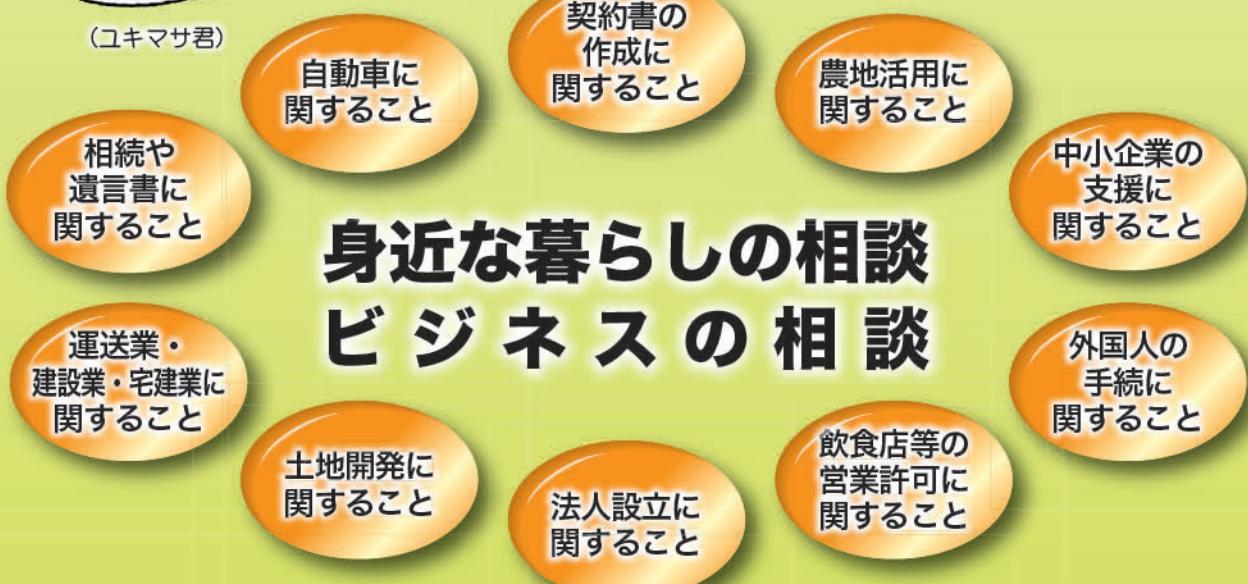
茨城県行政書士会 市民相談センター

電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)
午後1時～午後5時
☎029-305-3731



身近な暮らしの相談 ビジネスの相談

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732
URL:<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

後援 公益財団法人
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索

